岩手大学研究支援・産学連携センター分析機器・全学実験動物飼育室管理運営細則

令和 ２年１２月１５日 制 定

（趣旨）

第１条　この細則は、岩手大学研究支援・産学連携センター規則（以下「規則」という。）第３条第１項第４号に定める業務を行うために必要な分析機器及び全学実験動物飼育室（以下「機器等」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

（機器等の管理運営・受入）

第２条 センターが管理する機器等の管理運営は、規則第４条第１項第２号に規定する研究基盤管理・機器分析ユニット（以下「ユニット」という。）において行う。

２　センターが学部等から分析機器を受け入れようとするときは、センター長がその受け入れについて判断し決定する。

（室）

第３条　機器等の管理運営を円滑に行うため、ユニットに次に掲げる室を置く。

一 低温室

二 分析構造解析室

三 電子顕微鏡室

四 機能計測室

五 生物・食品解析室

　六　全学実験動物飼育室

（室長等）

第４条　前条各号に定める室に以下のとおり室長等を置く。

一　前条第１号及び第６号に規定する室に室長を置く。

二　前条第２号から第５号に規定する室に室主任者及び副主任者を置く。

２　室長、室主任者及び室副主任者は、当該室を管理する。

３　室長は、規則第５条に規定するセンターの職員のうちからセンター長が委嘱し、室主任者・室副主任者は、センター長から技術部長へ技術支援要請を行い、技術部長が選出する。

（雑則）

第５条　この規則に定めるもののほか、機器等の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和２年１２月１５日から施行し、令和２年１０月１日から適用する。